

# 町民の生命・財産を守るしくみづくりー危険木処理 条例制定から1年を経過して

福島町長

鳴海清春

ただいま紹介いただきました福島町長の鳴海と申します。このような報告の場をいただきありがとうございます。福島町が二〇一九年一二月制定、二〇二〇年四月施行の危険木から町民の生命・財産を守る条例（以下、「危険木条例」と記載。）の制定経緯や現状などを報告させていただきましたと思います。ただ、この条例は施行して一年足らずなので、成果を問われると回答に困ってしまう点がありますが、今日は他の自治体へ参考になればとの思いを込めて話をさせていただきます。

## はじめにー福島町の自己紹介

貴重な機会ですので、福島町の自己紹介を少しだけさせていただきます。本題に入りたいと思います。福島町の人口は、令和三年八月末現在で三七四一人、函館市からは西に約七〇キロ離れたところにある自治体です。平地が少なく、町全体の約九割強が山林となっています。札幌までは六

時間くらいかかりますが、北海道新幹線が開業し、木古内駅から新幹線を利用すれば東京まで四時間ほどで行くことが可能です。したがって、道庁に行くより、総務省に行く方が近い状況です。

元々はイカ釣り漁業が盛んな地域でしたが、一九六三年に青函トンネル工事が始まり、福島町が北海道側の工事基地になりました。道内自治体の多くは昭和三〇年代（一九五五年〜一九六四年頃）に人口のピークを迎えています。昭和五〇年代（一九七〇年〜一九八四年頃）でも人口は約一万二千人という状況でした。ところが、工事終了と共に急激な人口減少が進み、国勢調査の人口統計でも僅か五年間の間に八千人台にまで落ち込んでいます。過疎化が進んだ時期が他の自治体と異なった分、まちづくり振興策は遅れてしまったと感じています。

現在はスルメ加工やコンブ養殖、地方創生の補助金を利用してエゾアワビの陸上養殖に力を入れ

ています。現在、エゾアワビは年間一二万個飼育、約五万個の出荷体制を整えており、函館の老舗洋食店とのコラボレーションでアワビカレーを発売するなど、新たな産業資源となっています。観光面でも、道立自然公園内にある岩部海岸「青の洞窟」を巡る岩部クルーズが好評を博しています。就航して三年目ですが、コロナ禍で観光振興が難しい中でも利用者が増加中です。また、二人の横綱が生まれたまち、相撲のまちとしても有名です。

## 1 危険木条例制定の経緯

### (1) 町長選に落選 まち歩きで聞いた町民の声 がきっかけに

私は元々福島町役場の職員でした。二〇一二年に当時の町長が現職で亡くなり、二〇一一年の町長選挙には亡くなった町長も含めて三人が立候補していましたので、私はその人たちが立候補すると思っていました。そのうち一名しか立候補表

明しませんでした。このままでは無投票となってしまつたため、私も「これはまずい」と感じていましたし、周囲の人たちから「ぜひ立候補してほしい」との声もあり、投票日の二〇日ほど前に町長選挙への立候補を決めました。ただ、町職員といつても、私は総務・企画系の管理部門が長く、現場は水産と福祉だけでしたので、町民と会う機会が少なく、顔が浸透していなかったこともあり、一五〇票差で敗れてしまいました。

次の選挙に向け農業の勉強を兼ねて、隣の知内町ニラ集荷センターへ働きに行き、その間に三年間かけて町内をくまなく歩きました。すると町民から「隣の木が大きくなりすぎて、怖い思いをしている」「町長になつた際には何とかしてほしい」といった相談を受けるようになりました。これが危険木条例を制定しようと考えたきっかけです。

前町長の失職に伴い、二〇一五年八月実施された町長選に立候補し、無投票当選しましたが、就任してすぐに危険木条例制定は手掛けませんでした。というのは、緊急度としては空き家の方が高かったこともあり、まずはその年の一二月、福島町空家等の適正管理に関する条例を制定しました。

福島町では二〇〇九年に制定した「福島町まちづくり基本条例」、二〇一六年に策定した第五次福島町総合計画に基づき、まちづくりをすすめています。福島町まちづくり基本条例第二二条では「町は、災害など不測の事態から町民の生命と財産、生活の安全を守るよう努めます」と規定しています。この規定を根拠とし、個別具体的な制

度手続や理念を示すため、「空家等の適正管理に関する条例」と「危険木条例」を制定しています。

## (2) 町民のためにも条例形式で

また、私は条例を制定する際、①絶えず町民目線を考える、②町民との約束事は条例にする、③町民に根付いてもらうには分かりやすい表現にする、ということに常に気をつけています。二〇一六年に「福島町がなんかに負けない基本条例」を制定したときも、自治体職員であれば、「町民の健康を守る条例」や「健康促進条例」など、自分たちの立場で命名しますが、私は先に述べた三点に留意して制定するよう求め、ひらがなを多用した条例名としました。

話を元に戻します。二〇一九年の町長選で再選を果たしましたので、危険木条例の制定に着手することにしましたが、本来であれば危険木も含めた木の管理は所有者が自ら行うものです。ただ、高齢化によって管理できる所有者が減り、伐採や処理が困難になっているのは事実ですし、若い世代は木を財産と思つていませんから、放置したままふるさとを離れていった結果、町内には放置している木が相当数存在する状態でした。

こうした現状を町民に分かりやすく伝え、政策として提言するには、理念を示す条例があつて、その上で補助金支出の要綱があるべきではないか。そして条例を制定する場合は必ず議会の議決を経る必要がありますので、その議会議論の過程からも町民に制度・政策が浸透していくのではないかと、この想いもあつて、あえて条例形式で制定

することにしました。

## (3) 緊急措置を可能とするには条例化が不可欠だった

ところが、全国を見ても危険木に関する条例は山梨県富士川町など数自治体しかなく、危険木伐採にかかる費用の一部を補助金として交付することを要綱で規定するのが一般的でした。制定にあつては、静岡県磐田市や歌山県有田川町などの補助金要綱を参考に検討した結果、福島町では①町民への周知を目的として条例を制定、②危険木伐採事業費等補助金交付要綱を設け、町内の危険木の伐採や除去を行う所有者に対して補助金を支援する構成にしました。

ただ、自己責任で危険木を伐採処理した時に補助金を交付するのは当然としても、例えば「台風によって隣の木が倒れそうだ」「気になって安心して生活できない」というような緊急を要する場合、所有者による対応ができないことも考えられます。町民からこうした相談が寄せられた場合、行政が「緊急措置」として対応しなければなりません。行政が公権力を行使するためには、法的根拠が必要となりますので、そのためにも条例化が不可欠だった、ということになります。

## 2 危険木条例の概要

### (1) 規定項目

#### ① 条例の目的及び危険木の定義

条例の目的としては、町民の生命・財産を保護

するため危険木を除去すると規定しています。また、危険木の定義については目通り直径が概ね二〇センチ以上、樹高が概ね五メートル以上を対象とし、転倒、幹折れ、根返りが発生して、住宅等に被害を与える恐れのある立木としています。

### ②所有者の責務

立木の所有者は、立木が危険木とならないように適正な管理をするとともに、町から要請があった場合は、速やかに対策を講ずるよう努めなければならずと規定しています。この規定に基づき、木の所有者から伐採にかかる補助金申請がなされる場合もありますが、実際には木の周りに住む町民から「心配だ」という連絡が圧倒的に多い状況です。

このような場合、町としては所有者に対し「適正に管理してください」と伝え、できれば伐採をして処理をしてほしいとも伝えています。また、相続などによって町外に住む方が所有者の場合もあり、意思疎通が上手くいかないこともあります。そうした場合には「勧告」をし、それに従わない場合は、「命令」を出すことができるようにしました。また、伐採時に町職員の立ち会いを可能とする規定も設けています。

### ③応急措置

先ほども話したように、町民から危険木に関する相談があり、緊急性を要する場合には「緊急措置」として町予算の中で対応すると規定しました。ただ、実際はそうした相談ばかりではなく、所有

者自身での維持管理ができず何とかしてほしいという相談もあるのが事実です。

その事例をひとつお話ししたいと思います。皆さんが住む地域にも神社やお寺はあると思いますが、その境内に隣接する木が問題となりました。その神社には氏子さんたちがいるのですが、高齢化によって神社を含め維持・管理していくことが難しくなっており、氏子さん側から「町で伐採してほしい」と相談が持ちかけられました。

今すぐ措置が必要であれば、緊急措置の条項を利用し、町が対応することができのですが、今回の場合はそうではありませんでした。さらには政教分離の問題もあって対応しにくい部分があり、行政としても対応に悩みました。ただ、氏子さんも町民ですから、困っているのであれば行政として対応しなければなりません。結局緊急条項を使い伐採対応することにしました。

ところが、伐採費用が三〇〇万円を超える金額となってしまうました。多額となった理由は対象の木が大きく、人力で伐採するのが困難で重機を持ち込んで作業しなければならなかったこと、この神社は平地ではなく山の斜面にあったことも金額が膨らんだ要因です。このように危険木条例は民家の敷地にある木だけではなく、町民のより所となる神社なども対象にしています。

### (2) 危険木伐採事業等補助金の交付状況

伐採の話ができましたので、危険木伐採費等補助金について説明したいと思います。初年度の二〇二〇年度は七件の申請を受け、合計九三万円

図表 1 2020年度 補助金交付実績

	事業費(円)	交付金額(円)
1	176,000	88,000
2	176,000	88,000
3	103,400	51,000
4	175,000	85,000
5	889,000	444,000
6	110,000	55,000
7	238,700	119,000
計	1,868,100	930,000

の伐採補助金を交付しました(図表1)。条例制定当初、補助率は二分の一、補助限度額について上限二〇万円に設定していました。これは所有者の持ち出し分を含めても四〇万円ほどで伐採できるのではないかと見通しを立てていたからです。ところが、一度八〇万円を超える事例が発生しました。これは先ほど話したような重機等を必要とする場合、金額が高額になるため、すぐに要綱を改正し、限度額を五〇万円に引き上げることになりました。

ちなみに図表2は全国の危険木伐採補助金の金額を表にしたものです。補助金の上限額で一番高いのは岐阜県瑞浪市の一〇〇万円で、平均的には二〇〜三〇万円程度となっています。補助率では四分の三となっているのが京都市など三自治体、残り二分の一となっています。福島町の危険木条例は補助金額及び補助率について平均的な数値となっているようですが、木の大きさによっては伐採費用も変化してきますので、今後再改正の必要が出てくるかもしれません。

### (3) 二本の矢一関連条例としての空き家条例

町民の生命財産を守る二本の矢として危険木条例と空き家等の適正管理に関する条例がありますの

図表2 全国の危険木伐採にかかる補助金上限額の状況

	自治体名	事業費(円)	上限額(円)	補助率
1	神奈川県葉山町	危険木伐採工事費等補助金	100,000	1/2
2	岐阜県瑞浪市	危険木伐採事業補助金	1,000,000	3/4
3	京都市	危険木伐採支援事業補助金	300,000	3/4
4	静岡県磐田市	危険木除去事業補助金	200,000	1/2
5	茨城県つくば市	危険木伐採等事業費補助金	200,000	1/2
6	千葉県南房総市	危険木伐採支援事業補助金	300,000	1/2
7	宮崎県川南町	道路危険木除去事業補助金	200,000	1/2
8	兵庫県市川町	危険木伐採事業補助金	750,000	3/4
9	北海道福島町	危険木伐採事業等補助金	500,000	1/2

声もありますが、産業廃棄物の分別などが必要となつていきますのでやむを得ません。現在、福島町では上限六〇万円を補助しています。制定以降、毎年一五件程度、多い時には二五件以上の申込があり、補助金を支出しています。その結果、町が二〇一五年に調査した際にあった空き家は三七〇件程度でしたが、現在は一〇〇件程度減少しました。

で、これについても少し触れたいと思います。町内には適正管理されていない空き家が多数あり、近隣住民から相談を受けることも多くありましたので、二〇一五年に制定しました。危険木条例の伐採と同様に、解体にかかる費用の一部を町として補助しています。

現在、建物(民家)を一棟解体するには、おおよそ二〇〇万円ほど必要と言われています。昔から比べると高くなつたという

補助制度を利用する方の多くが、町外に住む建物所有者やその家族となっております。補助制度を活用して自主的に解体してもらえるとよいのですが、所有権が明確ではない、あるいは家庭裁判所の相続放棄手続を利用し、所有者がいまま放置されているケースがあるのも事実です。二〇二一年度は、九月に予算を二〇〇万円ほど使つて略式執行による解体を実施しています。現在、町内には特定空き家に指定している建物が五件ほどありますので、これについても順次町の予算で解体していきたいと考えています。

### 3 今後の課題

危険木条例は二〇二〇年度から本格的運用を開始していますが、スタートしたばかりということもあつて制度の認知度が低く、補助金の利用が低調という課題があります。一方で空き家の解体補助については周知がなされた結果、毎年一定数の利用があるという状況です。

また、現実的な問題点としては、木の所有者が不明及び明確でないケースが多く、対応に苦慮しています。町としては土地台帳で所有者を確認することはできますが、何代も前から相続登記がなされていないといった土地に対しては行政としても踏み込めません。これからはこうした部分の整理が必要となると考えています。

仮に所有者が判明し、町から伐採のお願いを連絡しても反応が薄いという課題もあります。繰り返すにありますが、所有者自身が木に対する財産

性や責任を理解していないため、誰の持ち物かを深く考えていない、分かっていることがこの問題を大きくしています。

以上のように様々な課題はありますが、危険木条例の運用は始まつたばかりです。一番大切なことは、まちづくり基本条例の趣旨に沿つたかたちで町民の生命と財産を守ること。そのために必要な個別条例として危険木条例を進化させていきたいと考えています。今日はありがとうございました。

### 参加者からの質問

△なるみ きよはる△

質問1 参加者A 三点質問があります。一点目は木を自治体側で除却した場合、所有者に対し費用請求しているのでしょうか。二点目は、条例制定は国の法令に反した条例はできませんが、危険木条例制定に際し、国の法令等はどう整理したのでしょうか。三点目は制定に際し、先駆自治体を参照したと報告がありました。福島町で危険木条例制定後、視察や調査に来た自治体はあったのかをお聞かせ願えますか。

鳴海 一点目について、所有者に対し費用請求は行っています。ただ、請求して費用回収が可能かと言われると、限りなく不可能というのが現実です。所有者は費用的な観点から空き家解体や危険木伐採できず放置しているわけですから当然と言えは当然です。けれども、このまま何もしていないと町民がケガをしたりする恐れがあり、行

政として何らかの対応をしなければなりません。したがって、回収見込みがないことが前提で対応している状況です。

二点目の空き家に関しては国法ができていますが、危険木に関しては全くないため、先行自治体の条例や要綱を参考に制定しました。国法が無くても条例制定は可能ですが、国法がないという不安はあります。国も危険木に関する法律の制定をしてほしいというのが本音です。

三点目ですが、現時点で危険木条例が他自治体からどう評価されているのかは分かりません。ただ、この問題はどの自治体でも起こりうる話ですから、今後こうした条例は増えていくのではないかと考えています。福島町としては報告の最後に述べたように、危険木条例をより進化させていきたいと考えています。

**質問2 参加者B** 話の中で財産的価値という話がありました。空き家解体で発生した廃材や伐採した木の再利用はしているのでしょうか。

**鳴海** ご指摘の通り、今後は住宅廃材や伐採で発生した木材をどう活かすのが重要という認識は持っています。現在は行っていません。町内に建設を予定している温泉施設に廃材を利用した木質チップなどに加工し、資源循環ができないかと考えているところです。

**質問3 参加者C** 三点質問があります。先ほどかかった費用は所有者に請求しているが、払ってもらえないことがほとんどという話がありました。

たが、分割での支払いなどにも対応しているのでしょうか。請求時効の取扱いも含めて教えてくださいませんか。二点目の質問は、落ち葉のトラブルなどにも危険木条例は適用されるのでしょうか。三点目は所有者に対し文書で通知するかと思うのですが、写真などを添付した上で伐採を促しているのでしょうか。

**鳴海** 公費による解体や伐採費用の消滅時効は五年です。収入の中に科目を作っていますので、入金があった場合にはそこで対応していますし、分割納入も可能です。

二点目について、通学路にある木の枝が折れて児童・生徒に当たった、落ち葉で滑って転んだなどのトラブルはありますので、このような場合は所有者の承諾を得て枝を落したり、連絡が取れない時などには危険木条例の緊急措置の規定を使って町が対応していますので、適用されています。

三点目ですが、所有者への第一報は文書です。連絡を受けた所有者本人が現地に見に来るケースが多いです。過去には困っている隣地住民とも会ってもらい、申請したケースもありました。職員の立ち入り権限規定に基づき町職員が現地を確認して、所有者に写真などを送付して説明することとしています。また、周囲の人から補助制度があると聞いたので詳細を教えてください、と役場に連絡してくるケースもあります。

**質問4 参加者D** 所有者不明の山林や原野などで風倒木が発生し、山から木が川や海に流れ出

しそうだ、という場合には危険木条例は適用されるのでしょうか。

**鳴海** この条例はあくまでも町民が居住する市街地にある危険木を対象としていますので、質問のような場合は対象外としています。ですが、町として山林寄付の受付を積極的に行っています。

以前は将来負担が必要となるような寄付はお断りしていたのですが、私が町長になってからは、管理が行き届かない山林が増え問題となるくらいなら町有地として町の予算を使い整備した方が良いのではと考え、積極的に引き受けるよう方針転換しています。

**質問5 参加者E** 税金を使って建物解体などをやる必要はないのでは、と疑問に思っている町民もいると思いますが、そうした人たちから反対の声は拳がらなかったのでしょうか。

**鳴海** 福島町ではこれまでに代執行及び緊急措置として各一回、公費による空き家解体を行いました。緊急措置は火災後に焼け家がそのまま放置されていたもので、国道沿いにある民宿の横だったこともあり、景観上良くないということでも解体を決めました。当然、町民からは「なぜ税金を使って解体するのか」「黙っていれば役場が解体してくれると思ってしまふ」という声があったのも事実です。ですが、町としては一方的に解体したわけではありません。町内会から解体してほしいとの要望を受けて、町民に対し解体する意義を説明してから作業を進めています。つまり、町民のコンセンサスを得た上での実施となっています。

ので、大きな反対とはなっていない。

本稿は二〇二一年一〇月八日に開催した北海道自治研究会での報告をまとめたものです。  
文責・編集部

#### ＜資料＞

### ○福島町危険木から町民の生命・財産を守る条例

令和元年12月11日

条例第29号

#### (目的)

**第1条** この条例は、町民の生命及び財産を保護するため、危険木除去等の対策に関し必要な事項を定めることにより、町民の安全及び良好な生活環境を維持することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅等とは、町内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされているものという。ただし、国又は地方公共団体が所有、又は管理するものを除く。

(2) 危険木とは、目通り直径が概ね20センチメートル以上で、かつ、樹高が概ね5メートル以上のもので、転倒、幹折れ又は根返りが発生し住宅等に被害を与えるおそれがある立木をいう。

#### (町の責務)

**第3条** 町は、町民等から倒木の危険性がある旨の報告

及び通報を受けた場合は、直ちに現場を確認し、危険木と判断した場合は、所有者へ直ちに必要な措置を講じよう要請する。

#### (所有者の責務)

**第4条** 立木の所有者は、立木が危険木とならないよう適正な管理をするとともに、町からの要請があつた場合は、速やかに対策を講じよう努めなければならない。

#### (勧告)

**第5条** 町長は、要請を行つたにもかかわらず、当該立木がなお危険木の状態にあるときは、当該所有者に対し危険木の除去において必要な措置を勧告することができる。

#### (命令)

**第6条** 町長は、前条の勧告を受けた立木の所有者が、その勧告に従わないときは、必要な限度において履行期限を定め、当該危険木の除去を命令することができる。

**2** 前項の規定により命令を受けた者は、その命令に基づく措置を行つたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

#### (立入調査等)

**第7条** 町長は、この条例の施行に必要な限度において、必要と認める場所に職員を立ち入らせ、調査をさせることができる。

**2** 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

#### (応急措置)

**第8条** 町長は、危険木が倒木の恐れにより、生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が迫つており、又は、道路の通行など地域の交通安全

の妨げとなつており、その状態を回避するため、必要最小限の措置を講じることができる。

**2** 町長は、前項の措置を講じるときは、立木の所有者の同意を得て実施することとする。ただし、調査の結果、所有者が不明の場合など速やかに同意を得ることが困難な場合は、その限りではない。

**3** 町長は、前々項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該危険木の所有者から徴取することができる。

#### (助成)

**第9条** 町長は、倒木による危険性を除去するため、危険木の所有者及び所有者の承諾を得た住宅等管理者が行う、危険木の伐採、撤去及び処分に関する費用に対し、別の定めるところにより助成を行うことができる。

#### (関係行政機関等との連携)

**第10条** 町長は、緊急を要する場合は、町の区域を管轄する警察、危険木が存在する町内会の代表者やその他の関係機関と必要な措置について協議することができる。

#### (専門家の意見及び助言)

**第11条** 町長は、必要に応じて条例の施行に関する事項について専門家の意見及び助言を求めることができる。

#### (委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。